

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月30日
【会社名】	あかつきフィナンシャルグループ株式会社
【英訳名】	Akatsuki Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島根 秀明
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小舟町8番1号
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 川中 雅浩
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小舟町8番1号
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 川中 雅浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 1,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	あかつきフィナンシャルグループ株式会社第13回無担保社債 (以下、上記の銘柄を「本社債」という。)
記名・無記名の別	記名式（社債原簿に記載。）
券面総額又は振替社債の総額（円）	金1,000,000,000円
各社債の金額（円）	金1,000,000円
発行価額の総額（円）	金1,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年1.00%
利払日	毎年10月31日及び4月28日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還日までこれをつけ、平成28年10月31日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後は利払日毎に前利払日の翌日からその利払日までの分を支払う。利息計算については、1年を365日として日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記「（注）13．元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成29年4月28日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成29年4月28日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却については、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）</p> <p>別記「（注）13．元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円として、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成28年4月15日から平成28年4月28日まで。
申込取扱場所	別記「（注）15．本社債の取扱は、以下の取扱会社が行う。」に記載した取扱会社の本店及び国内各支店
払込期日	平成28年5月2日
振替機関	該当事項なし
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項なし（したがって、本社債は他のすべての債権に対して劣後することがある。）

財務上の特約（その他の条項）	<p>1．当社は、期末又は第2四半期末の当社の純資産額を、前年同期末の純資産額の50%以上に維持しなければならない。</p> <p>2．当社は、当社の子会社たるあかつき証券株式会社（以下「あかつき証券」という。）の、金融商品取引法に基づき算出した自己資本規制比率を200%以上に維持しなければならない。</p>
----------------	---

（注）1．社債券の不発行

本社債は、社債券を発行しない。

- 2．当社からの依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。
- 3．財務代理人及び社債原簿管理人
 - (1) 本社債の財務代理人は、あかつき証券とする。
 - (2) 本社債の社債原簿管理人は、あかつき証券とする。
 - (3) 財務代理人及び社債原簿管理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

4．期限の利益喪失に関する特約

以下の事由が発生した場合、当社は、本社債権者の請求により、本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 別記「財務上の特約（その他の条項）」欄の規定に違背したとき
- (2) 当社又はあかつき証券が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設合併又は吸収合併の場合で、本社債に関する義務が新会社又は存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害しないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (3) 当社又はあかつき証券が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社若しくはあかつき証券が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (6) 当社若しくはあかつき証券がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分執行若しくは競売（公売を含む）の申立てを受け、若しくは滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく毀損する事実が生じ、又は当社若しくはあかつき証券が監督官庁より営業停止あるいは営業免許、営業登録その他事業に不可欠な許認可の取消の処分を受け、かつ本社債権者が権利保全上、本社債の存続を不適當であると認めたとき。

5．社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書については有価証券報告書の取扱いに、金融商品取引法第24条の4の8に定める確認書については四半期報告書の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書又は訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
- (3) 当社は、前号に定める報告書及び確認書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者へ通知することにより、前1号及び前号に規定する書面の提出を省略することができる。

6．社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき又は変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。

事業の全部若しくは重要な事業の一部を休止若しくは廃止しようとするとき。

資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（いずれも会社法において定義され、又は定められているものをいう。）をしようとするとき。

- (3) 当社は、本社債発行後、他の国内債務のために担保提供を行う場合には、遅滞なく書面によりその旨並びにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。

7. 社債管理者の請求による報告及び調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、又は義務を履行するために必要であると認めるときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれにつき調査することができる。

- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

8. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらず社債権者のために異議を述べることはしない。

9. 社債管理者の裁判上の権利行使

社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、本社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更正手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為をしない。

10. 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者は、次の各場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継するものを定めて辞任することができる。

社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反する恐れがある場合

社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合

- (2) 前号の場合には、当社並びに社債権者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

11. 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関し社債権者に対して公告を行う場合は、法令又は社債管理委託契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告（ただし、電子公告の方法によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙。）によりこれを行う。

12. 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債管理者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により公告する。

- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

13. 元利息の支払

本社債にかかる元利息は、社債権者が取扱会社との間で締結する保護預り約款の規定に基づき、取扱会社を通じて支払う。

14. 譲渡制限

本社債権者は、当社取締役会の決議による当社の事前承認がない限り、本社債を第三者に譲渡することができない。

15. 本社債の取扱は、以下の取扱会社が行う。

取扱会社の名称	住所	取扱予定金額（円）	取扱の条件
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小舟町 8番1号	1,000,000,000	1. 取扱会社は本社債の発行総額1,000百万円を限度として取扱契約を締結する。 2. 本社債の取扱手数料は各社債の金額100円につき金1円00銭とする。
計	-	1,000,000,000	-

なお、本社債の取扱会社であるあかつき証券株式会社は、当社の連結子会社等に該当いたします。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】**(1)【社債の引受け】**

該当事項はありません。

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
ファースト信託株式会社	大阪市中央区瓦町二丁目4番7号	1. 社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金18銭を支払うこととしている。

3【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,000,000,000	16,250,000	983,750,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、書類作成費用、弁護士費用、登記費用等を見込んでおります。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
無担保社債の償還資金	983	平成28年5月

無担保社債の償還資金

第9回無担保社債（1,000百万円）の償還を平成28年4月28日に迎えることから、本社債により資金調達した上記差引手取概算額を全額償還資金に充当いたします。なお、償還資金の支払いについては、本社債の払込が完了するまで一旦手許資金で行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。


第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に社債発行届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙に本社債の愛称「A・bond（あかつき債）」のロゴマーク  を記載いたします。

第二部【公開買付けに関する情報】**第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】**1. 資本金の増減**

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第65期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後（平成27年6月26日提出）、本有価証券届出書提出日（平成28年3月30日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成27年6月26日～ 平成28年3月18日 （注1）	1,319,670	15,907,330	254,036	3,505,031	254,036	629,024
平成28年3月18日 （注2）	18,200	15,925,530	-	3,505,031	7,680	636,705
平成28年3月19日～ 平成28年3月30日 （注1）	44,000	15,969,530	7,023	3,512,054	7,023	643,728

（注1） 新株予約権の行使による増加であります。

（注2） 平成28年3月18日付の当社を完全親会社、あかつき証券株式会社を完全子会社とする株式交換による株式交付による増加であります。

2. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第65期事業年度）及び四半期報告書（第66期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年3月30日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年3月30日）現在において変更の必要はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

3. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第65期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年3月30日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成27年6月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成27年6月26日開催の当社第65回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金15円00銭

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、これらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第29条及び第39条の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、島根秀明、工藤英人、川中雅浩、星野秀俊、白川恭一、小林祐介、及びドミニク・ヘンダーソンを選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として横田和史を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	69,157	923	0	(注) 1	可決 98.68
第2号議案	68,953	1,127	0	(注) 2	可決 98.39
第3号議案				(注) 3	
島根 秀明	68,864	1,216	0		可決 98.26
工藤 英人	68,890	1,190	0		可決 98.30
川中 雅浩	68,888	1,192	0		可決 98.30
星野 秀俊	68,829	1,251	0		可決 98.21
白川 恭一	66,429	3,651	0		可決 94.79
小林 祐介	66,451	3,629	0		可決 94.82
ドミニク・ヘンダーソン	68,862	1,218	0		可決 98.26
第4号議案				(注) 3	
横田 和史	68,884	1,196	0		可決 98.29

(注) 1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

(平成27年11月13日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本報告書は当該事象が発生した時点で開示されるべきものであります。影響額の最終確定日が平成27年11月13日であるため、本日提出することといたしました。

2 報告内容

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象

1．当該事象の発生年月日

平成27年10月13日（取締役会決議日）

2．当該事象の内容

当社が保有する豊商事普通株式2,419,000株を譲渡したことによるものであります。

3．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該株式譲渡に伴う売却損益として、平成28年3月期第3四半期に、当社単体業績において特別利益552百万円、連結業績において特別損失約1,615百万円を計上する見込みであります。

（平成28年2月17日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : トレード・ラボ投資事業有限責任組合
 住所 : 東京都中央区日本橋小舟町8番1号ヒューリック小舟町ビル9階
 代表者 : 無限責任組合員 株式会社トレード・ラボ 代表取締役 川中 雅浩
 出資の額 : 29百万円
 事業の内容 : 投資業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：100%（間接100%）

異動後： %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当該投資事業有限責任組合において組合員全員の同意により解散を決議したため、特定子会社に該当しないこととなりました。

異動の年月日：平成28年2月17日

（平成28年2月25日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成28年2月25日開催の当社取締役会において、あかつき証券株式会社（以下、「あかつき証券」といいます。）を当社の株式交換完全子会社とし、効力発生日を平成28年3月18日とする株式交換についての株式交換契約を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

イ．当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	あかつき証券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋小舟町8番1号
代表者の氏名	代表取締役 工藤 英人
資本金の額	3,065百万円（平成27年12月31日現在）
純資産の額	5,080百万円（平成27年12月31日現在）
総資産の額	15,891百万円（平成27年12月31日現在）
事業の内容	第1種金融商品取引業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
営業収益	3,298百万円	4,990百万円	4,849百万円
営業利益	573百万円	1,548百万円	1,216百万円
経常利益	533百万円	1,583百万円	1,258百万円
当期純利益	504百万円	1,318百万円	869百万円

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
(平成27年10月30日現在)

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
あかつきフィナンシャルグループ(株)	99.9
川中 雅浩	0.1

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、あかつき証券の発行済株式数の99.9%を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名があかつき証券の代表取締役を、当社の代表取締役及び取締役1名があかつき証券の取締役をそれぞれ兼務しております。また、当社の監査役2名があかつき証券の監査役を、それぞれ兼任しております。
取引関係	あかつき証券は当社の連結子会社に該当し、配当を受領しております。

ロ．当該株式交換の目的

当社グループにおいては、あかつき証券における金融サービスを中心にしながらも、事業ポートフォリオの多様化を図ってきており、今後は、グループ各社の連携やシナジーの追及によるグループ全体としての企業価値の向上を目指していきたいと考えております。

一方、あかつき証券においては、同社単体での成長戦略の下に、同社役職員へのインセンティブスキームとして、同社のストックオプションを付与しておりました。今般、株式交換制度を利用し、同社のストックオプションを、当社のストックオプションに交換することで合意し、同社役職員のインセンティブと、当社グループ全体の目標の方向付けを一致させることにいたしました。

ハ．当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、あかつき証券を株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、当該株式交換は、当社は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、あかつき証券は会社法第784条第1項の規定に基づく略式株式交換の手続きにより、株式交換契約について両社とも株主総会決議による承認を受けずに、平成28年3月18日を効力発生日として行う予定であります。

株式交換に係る割当ての内容

	当社	あかつき証券
本株式交換 による割当比率	1	0.364

（注1）株式の割当比率

あかつき証券の普通株式1株に対して、当社普通株式0.364株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するあかつき証券の普通株式に対しては、本株式交換による割当は行いません。

（注2）本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式18,200株を割当交付する予定です。

なお、あかつき証券は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するあかつき証券の取締役会の決議により、基準時において所有している自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するあかつき証券の自己株式を含みます。）を、基準時において消却する予定であり、当該自己株式については当社の株式の割当ては行われない予定です。

その他の株式交換契約の内容

当社が平成28年2月25日にあかつき証券との間で締結した株式交換契約の内容は、次のとおりです。

株式交換契約書

あかつきフィナンシャルグループ株式会社（住所：東京都中央区日本橋小舟町8番1号）（以下「AFG」という。）及びあかつき証券株式会社（住所：東京都中央区日本橋小舟町8番1号）（以下「ASC」という。）は、平成28年2月25日付で、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

AFG及びAFGIは、本契約の定めに従い、AFGを株式交換完全親会社、ASCを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、AFGIは、本株式交換によりASCの発行済株式（但し、AFGが所有するASCの株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

- AFGは、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるASCの株主名簿に記載又は記録されたASCの株主（但し、AFGを除くものとし、以下「割当対象株主」という。）に対し、ASCの株式に代わり、その所有するASCの株式数の合計に0.364を乗じた数のAFG株式を交付する。
- AFGは、本株式交換に際して、割当対象株主に対し、その所有するASCの株式1株につき、AFGの株式0.364株の割合をもって割当てる。

第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して、増加するAFGの資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

金0円

(2) 資本準備金

会社計算規則（平成18年法務省令第13号。本契約の締結日までの改正を含む。）第39条に従いAFGが定める額

(3) 利益準備金

金0円

第4条（本株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当てに関する事項）

- AFGは、本株式交換に際して、基準時におけるASCの新株予約権原簿に記載又は記録された、別紙1記載の内容のASCの第2回新株予約権（以下「ASC第2回新株予約権」という。）及び別紙2記載の内容のASCの第3回新株予約権（以下「ASC第3回新株予約権」といい、ASC第2回新株予約権と併せて「ASC新株予約権」という。）に係る新株予約権者（但し、AFGを除くものとし、以下「割当対象新株予約権者」という。）に対し、ASC第2回新株予約権に代わり、ASC第2回新株予約権の総数と同数の、別紙3記載の内容のAFGの第7回新株予約権（以下「AFG第7回新株予約権」という。）を、ASC第3回新株予約権に代わり、ASC第3回新株予約権の総数と同数の、別紙4記載の内容のAFGの第8回新株予約権（以下「AFG第8回新株予約権」という。）を、それぞれ交付する。
- AFGは、本株式交換に際して、割当対象新株予約権者に対し、その所有するASC第2回新株予約権1個につき、AFG第7回新株予約権1個の割合をもって、また、その所有するASC第3回新株予約権1個につき、AFG第8回新株予約権1個の割合をもって、それぞれ割当てる。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年3月18日とする。但し、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、AFG及びASCが協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会、取締役会の承認）

1. AFGは、会社法第796条第2項の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。本契約の締結日までの改正を含む。）第197条の規定により本株式交換に関してAFGの株主総会の決議による承認が必要となった場合には、第2条に定める効力発生日を変更し、AFGは、変更後の効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求めるものとする。
2. ASCは、会社法第784条第1項の規定により、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。
3. 前二項に定める手続は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、AFG及びASCが協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

AFG及びASCは、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務の執行及び運営並びに財産及び権利義務の管理を行うものとし、AFG及びASCは、それぞれの業務、財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめAFG及びASCが協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（本株式交換の条件の変更及び本株式交換の中止）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、AFG又はASCの財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又はこれらの事態が生じることが明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合はAFG及びASCが協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、AFG又はASCにおいて第6条に定める本契約の承認又は本株式交換に必要な事項に関する決議を受けられなかった場合にはその効力を失うものとする。

第10条（ASCにおける自己株式の消却）

ASCは、AFG及びASCにおいて第6条に定める本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議が得られた場合には、ASCが基準時において所有しているASCの株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するASCの株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催するASCの取締役会の決議により基準時をもって消却する。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、AFG及びASCが別途協議の上で定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、ASC及びAFGが記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月25日

AFG : 東京都中央区日本橋小舟町8番1号
あかつきフィナンシャルグループ株式会社
代表取締役 島根 秀明

ASC : 東京都中央区日本橋小舟町8番1号
あかつき証券株式会社
代表取締役 工藤 英人

別紙1 「ASC第2回新株予約権の内容」

あかつき証券株式会社 第2回新株予約権発行要項

名称

第2回新株予約権

本新株予約権の割当対象者

当社及び親会社等の取締役及び執行役員

本新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式2,650,000株

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、普通株式1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合は、本新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当を行う場合その他付与株式数の調整を行うことが適切であると認められる場合には、付与株式数について当社が必要と認める調整を行うものとする。

なお、本調整は本新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

本新株予約権の数

2,650,000個（本新株予約権1個につき普通株式1株。但し、上記3.に定める株式の数の調整が行われる場合は、付与株式数は同様に調整される。）

本新株予約権の割当日

平成25年7月16日

本新株予約権と引き換えに払込む金額

2,650,000個につき金2,438,000円

本新株予約権と引換えにする金銭の払込の期日

平成25年7月16日

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

（1）本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。行使価額は1株当たり金82円とする。

なお、本新株予約権の割当後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}} \end{array}$$

（2）本新株予約権割当後、下記（ ）乃至（ ）に掲げる事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じた場合又は変更が生ずる可能性がある場合

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ \text{行使価額} & = & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において、既発行株式数とは、当社の発行済普通株式の総数から当社の保有する自己普通株式を控除した数をいう。

（ ）当社が行使価額を下回る払込金額で新たに普通株式を発行又は自己株式の処分をする場合（但し、新株予約権の権利行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他普通株式の交付を請求できる権利の行使により当社が同株式を交付する場合及び合併、会社分割又は株式交換により同株式を交付する場合を含まない。）。

なお、この場合は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日、また株主割当による場合は割当を受ける権利を与える為の基準日がある場合は、その基準日。）をもって行使価額の調整を行う。

)当社が行使価額を下回る払込金額をもって、普通株式を交付する定めのある新株予約権(取得条項付新株予約権、新株予約権付社債を含む。)又は取得請求権付株式、取得条項付株式を発行した場合。

なお、この場合は、当該新株予約権の割当日に当該新株予約権の総ての行使があったものと看做し、また取得請求権付株式及び取得条項付株式を発行した場合は、同株式の払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日)にこれらの株式の取得により普通株式の交付があったものと看做して行使価額の調整を行う。

(3)上記以外の場合においても、当社が普通株式の無償割当を行う場合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換を行う場合、その他行使価額を調整することが相当と認められる事由が生じた場合は、合理的な範囲内において行使価格の調整を行う。

本新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月17日から平成32年7月16日まで。

本新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から増加資本金の額を減じた額とする。

本新株予約権の行使条件

(1)毎事業年度に1回行われる株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーによる行使価格の評価額が一度でも129円以下となった場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

(2)本新株予約権の全部又は一部を行使することはできるが、各本新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(3)本新株予約権の相続による承継は認めない。

(4)その他の本新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約書に定めるものとする。

本新株予約権の取得事由

(1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2)本新株予約権者が当社又は親会社の取締役又は執行役員を解任された場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(3)本新株予約権者が権利行使をする前に上記11.に定める本新株予約権の行使条件を満たさなくなった場合は、消滅していない本新株予約権に限り、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は当社取締役会の承認を要する。

組織再編時の取扱に関する事項

当社は、当社を消滅会社とする合併、新設分割、吸収分割、当社が完全子会社となる株式移転又は株式交換(以下「組織再編行為」と総称する。)を行うときは、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、以下の条件をもって会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる会社(以下「組織再編対象会社」という。)の新株予約権を交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は募集新株予約権を新たに発行するものとする。但し、吸収合併契約、新設分割計画、吸収分割契約、株式移転計画又は株式交換契約においてこの旨を定めた場合に限る。

(1)目的となる株式の種類及び数

組織再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に基づき株式数を算定し、1株未満の端数は切り捨てる。

(2)交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数の組織再編対象会社の新株予約権を交付する。

(3)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記8.に準ずるものとし、次の算式により当初行使価額を決定する。

$$\text{当初行使価額} = \text{組織再編行為前行使価額} \times \frac{1}{\text{組織再編対価の比率}}$$

(4) 本新株予約権の行使期間

上記9. に定める期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のいずれか遅い日から、同9. に定める期間の満了日までとする。

(5) 本新株予約権の行使の条件

上記11. に準じて決定する

(6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 本新株予約権の取得条項

上記12. に準じて決定する。

(8) 本新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分については組織再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権証券の発行の定め

当社は新株予約権証券を発行しない。

本新株予約権の行使により発生する端数株式の取扱

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

別紙2 「ASC第3回新株予約権の内容」

あかつき証券株式会社 第3回新株予約権発行要項

名称

第3回新株予約権

本新株予約権の割当対象者

平成25年7月17日以降本新株予約権割当日までに新たに就任した当社の取締役及び執行役員

本新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式100,000株

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、普通株式 1 株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合は、本新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当を行う場合その他付与株式数の調整を行うことが適切であると認められる場合には、付与株式数について当社が必要と認める調整を行うものとする。

なお、本調整は本新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

本新株予約権の数

100,000個（本新株予約権 1 個につき普通株式1株。但し、上記3. に定める株式の数の調整が行われる場合は、付与株式数は同様に調整される。）

本新株予約権の割当日

平成27年 7 月16日

本新株予約権と引き換えに払込む金額

本新株予約権 1 個当たり金 1 円（総額100,000円）

本新株予約権と引換えにする金銭の払込の期日

平成27年 7 月16日

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

（1）本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権 1 個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。行使価額は 1 株当たり金103円とする。

なお、本新株予約権の割当後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}} \end{array}$$

（2）本新株予約権割当後、下記（ ）乃至（ ）に掲げる事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じた場合又は変更が生ずる可能性がある場合

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額} \\ \text{行使価額} & = & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において、既発行株式数とは、当社の発行済普通株式の総数から当社の保有する自己普通株式を控除した数をいう。

）当社が行使価額を下回る払込金額で新たに普通株式を発行又は自己株式の処分をする場合（但し、新株予約権の権利行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他普通株式の交付を請求できる権利の行使により当社が同株式を交付する場合及び合併、会社分割又は株式交換により同株式を交付する場合を含まない。）。

なお、この場合は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日、また株主割当による場合は割当を受ける権利を与える為の基準日がある場合は、その基準日。）をもって行使価額の調整を行う。

）当社が行使価額を下回る払込金額をもって、普通株式を交付する定めのある新株予約権（取得条項付新株予約権、新株予約権付社債を含む。）又は取得請求権付株式、取得条項付株式を発行した場合。

なお、この場合は、当該新株予約権の割当日に当該新株予約権の総ての行使があったものと看做し、また取得請求権付株式及び取得条項付株式を発行した場合は、同株式の払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日）にこれらの株式の取得により普通株式の交付があったものと看做して行使価額の調整を行う。

(3) 上記以外の場合においても、当社が普通株式の無償割当を行う場合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換を行う場合、その他行使価額を調整することが相当と認められる事由が生じた場合は、合理的な範囲内において行使価格の調整を行う。

本新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月17日から平成32年7月16日まで。

本新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から増加資本金の額を減じた額とする。

本新株予約権の行使条件

(1) 毎事業年度に1回行われる株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーによる行使価格の評価額が一度でも102円以下となった場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

(2) 本新株予約権の全部又は一部を行使することはできるが、各本新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(3) 本新株予約権の相続による承継は認めない。

(4) その他の本新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約書に定めるものとする。

本新株予約権の取得事由

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権者が当社又は親会社の取締役又は執行役員を解任された場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 本新株予約権者が権利行使をする前に上記11.に定める本新株予約権の行使条件を満たさなくなった場合は、消滅していない本新株予約権に限り、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は当社取締役会の承認を要する。

組織再編時の取扱に関する事項

当社は、当社を消滅会社とする合併、新設分割、吸収分割、当社が完全子会社となる株式移転又は株式交換(以下「組織再編行為」と総称する。)を行うときは、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、以下の条件をもって会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる会社(以下「組織再編対象会社」という。)の新株予約権を交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は募集新株予約権を新たに発行するものとする。但し、吸収合併契約、新設分割計画、吸収分割契約、株式移転計画又は株式交換契約においてこの旨を定めた場合に限る。

(1) 目的となる株式の種類及び数

組織再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に基づき株式数を算定し、1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数の組織再編対象会社の新株予約権を交付する。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記8. に準ずるものとし、次の算式により当初行使価額を決定する。

$$\text{当初行使価額} = \text{組織再編行為前行使価額} \times \frac{1}{\text{組織再編対価の比率}}$$

(4) 本新株予約権の行使期間

上記9. に定める期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のいずれか遅い日から、同9. に定める期間の満了日までとする。

(5) 本新株予約権の行使の条件

上記11. に準じて決定する

(6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 本新株予約権の取得条項

上記12. に準じて決定する。

(8) 本新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分については組織再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権証券の発行の定め

当社は新株予約権証券を発行しない。

本新株予約権の行使により発生する端数株式の取扱

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

別紙3 「AFG第7回新株予約権の内容」

あかつきフィナンシャルグループ株式会社 第7回新株予約権発行要項

名称

第7回新株予約権

本新株予約権の割当対象者

あかつき証券株が発行する第2回新株予約権の新株予約権者

本新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式946,400株

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式0.364株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合は、本新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当を行う場合その他付与株式数の調整を行うことが適切であると認められる場合には、付与株式数について当社が必要と認める調整を行うものとする。

なお、本調整は本新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

本新株予約権の数

2,600,000個（本新株予約権 1 個につき普通株式0.364株。但し、上記3. に定める株式の数の調整が行われる場合は、付与株式数は同様に調整される。）

本新株予約権の割当日

平成28年 3 月18日

本新株予約権と引き換えに払込む金額

該当なし

本新株予約権と引換えにする金銭の払込の期日

該当なし

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権 1 個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。行使価額は 1 株当たり金226円とする。

なお、本新株予約権の割当後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}} \end{array}$$

(2) 本新株予約権割当後、下記)乃至)に掲げる事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じた場合又は変更が生ずる可能性がある場合

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ \text{行使価額} & = & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において、既発行株式数とは、当社の発行済普通株式の総数から当社の保有する自己普通株式を控除した数をいう。

) 当社が行使価額を下回る払込金額で新たに普通株式を発行又は自己株式の処分をする場合（但し、新株予約権の権利行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他普通株式の交付を請求できる権利の行使により当社が同株式を交付する場合及び合併、会社分割又は株式交換により同株式を交付する場合を含まない。）。

なお、この場合は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日、また株主割当による場合は割当を受ける権利を与える為の基準日がある場合は、その基準日。）をもって行使価額の調整を行う。

) 当社が行使価額を下回る払込金額をもって、普通株式を交付する定めのある新株予約権（取得条項付新株予約権、新株予約権付社債を含む。）又は取得請求権付株式、取得条項付株式を発行した場合。

なお、この場合は、当該新株予約権の割当日に当該新株予約権の総ての行使があったものと看做し、また取得請求権付株式及び取得条項付株式を発行した場合は、同株式の払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日）にこれらの株式の取得により普通株式の交付があったものと看做して行使価額の調整を行う。

(3) 当社は、本新株予約権の発行後、本号)に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「配当による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 - 1 株当たりの配当

「1 株当たりの配当」とは、当社普通株式 1 株当たりの剰余金の配当の額をいう。1 株当たりの配当の計算については、小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

) 「配当」とは、各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式の株主に対する剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第 2 項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）をいう。

) 配当による行使価額の調整は、会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降にこれを適用する。

) 配当による行使価額調整式により算出された調整後行使価額が0又は負の数値となった場合、調整後行使価額は 1 円とする。

(4) 上記以外の場合においても、当社が普通株式の無償割当を行う場合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換を行う場合、その他行使価額を調整することが相当と認められる事由が生じた場合は、合理的な範囲内において行使価額の調整を行う。

本新株予約権を行使することができる期間

平成28年3月18日から平成32年7月16日まで。

本新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から増加資本金の額を減じた額とする。

本新株予約権の行使条件

(1) 東京証券取引所における当社普通株式の株価が一度でも225円以下となった場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

(2) 本新株予約権の全部又は一部を行使することはできるが、各本新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(3) 本新株予約権の相続による承継は認めない。

(4) その他の本新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約書に定めるものとする。

本新株予約権の取得事由

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権者が当社又は親会社の取締役又は執行役員を解任された場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 本新株予約権者が権利行使をする前に上記11.に定める本新株予約権の行使条件を満たさなくなった場合は、消滅していない本新株予約権に限り、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は当社取締役会の承認を要する。

組織再編時の取扱に関する事項

当社は、当社を消滅会社とする合併、新設分割、吸収分割、当社が完全子会社となる株式移転又は株式交換（以下「組織再編行為」と総称する。）を行うときは、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件をもって会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は募集新株予約権を新たに発行するものとする。但し、吸収合併契約、新設分割計画、吸収分割契約、株式移転計画又は株式交換契約においてこの旨を定めた場合に限る。

(1) 目的となる株式の種類及び数

組織再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に基づき株式数を算定し、1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数の組織再編対象会社の新株予約権を交付する。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記8. に準ずるものとし、次の算式により当初行使価額を決定する。

$$\text{当初行使価額} = \text{組織再編行為前行使価額} \times \frac{1}{\text{組織再編対価の比率}}$$

(4) 本新株予約権の行使期間

上記9. に定める期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のいずれか遅い日から、同9. に定める期間の満了日までとする。

(5) 本新株予約権の行使の条件

上記11. に準じて決定する

(6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 本新株予約権の取得条項

上記12. に準じて決定する。

(8) 本新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分については組織再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権証券の発行の定め

当社は新株予約権証券を発行しない。

本新株予約権の行使により発生する端数株式の取扱

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

別紙4 「AFG第8回新株予約権の内容」

あかつきフィナンシャルグループ株式会社 第8回新株予約権発行要項

名称

第8回新株予約権

本新株予約権の割当対象者

あかつき証券(株)が発行する第3回新株予約権の新株予約権者

本新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式36,400株

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式0.364株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合は、本新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当を行う場合その他付与株式数の調整を行うことが適切であると認められる場合には、付与株式数について当社が必要と認める調整を行うものとする。

なお、本調整は本新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

本新株予約権の数

100,000個（本新株予約権1個につき普通株式0.364株。但し、上記3.に定める株式の数の調整が行われる場合は、付与株式数は同様に調整される。）

本新株予約権の割当日

平成28年3月18日

本新株予約権と引き換えに払込む金額

該当なし

本新株予約権と引換えにする金銭の払込の期日

該当なし

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。行使価額は1株当たり金284円とする。

なお、本新株予約権の割当後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権割当後、下記)乃至)に掲げる事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じた場合又は変更が生ずる可能性がある場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、既発行株式数とは、当社の発行済普通株式の総数から当社の保有する自己普通株式を控除した数をいう。

) 当社が行使価額を下回る払込金額で新たに普通株式を発行又は自己株式の処分をする場合（但し、新株予約権の権利行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他普通株式の交付を請求できる権利の行使により当社が同株式を交付する場合及び合併、会社分割又は株式交換により同株式を交付する場合を含まない。）。

なお、この場合は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日、また株主割当による場合は割当を受ける権利を与える為の基準日がある場合は、その基準日。）をもって行使価額の調整を行う。

) 当社が行使価額を下回る払込金額をもって、普通株式を交付する定めのある新株予約権（取得条項付新株予約権、新株予約権付社債を含む。）又は取得請求権付株式、取得条項付株式を発行した場合。

なお、この場合は、当該新株予約権の割当日に当該新株予約権の総ての行使があったものと看做し、また取得請求権付株式及び取得条項付株式を発行した場合は、同株式の払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日）にこれらの株式の取得により普通株式の交付があったものと看做して行使価額の調整を行う。

(3) 当社は、本新株予約権の発行後、本号)に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「配当による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} - 1 \text{株当たりの配当}$$

「1株当たりの配当」とは、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当の額をいう。1株当たりの配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

) 「配当」とは、各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式の株主に対する剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）をいう。

) 配当による行使価額の調整は、会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降にこれを適用する。

) 配当による行使価額調整式により算出された調整後行使価額が0又は負の数値となった場合、調整後行使価額は1円とする。

(4) 上記以外の場合においても、当社が普通株式の無償割当を行う場合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換を行う場合、その他行使価額を調整することが相当と認められる事由が生じた場合は、合理的な範囲内において行使価額の調整を行う。

本新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月16日から平成32年7月16日まで。

本新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から増加資本金の額を減じた額とする。

本新株予約権の行使条件

(1) 東京証券取引所における当社普通株式の株価が一度でも283円以下となった場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

(2) 本新株予約権の全部又は一部を行使することはできるが、各本新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(3) 本新株予約権の相続による承継は認めない。

(4) その他の本新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約書に定めるものとする。

本新株予約権の取得事由

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権者が当社又は親会社の取締役又は執行役員を解任された場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 本新株予約権者が権利行使をする前に上記11.に定める本新株予約権の行使条件を満たさなくなった場合は、消滅していない本新株予約権に限り、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は当社取締役会の承認を要する。

組織再編時の取扱に関する事項

当社は、当社を消滅会社とする合併、新設分割、吸収分割、当社が完全子会社となる株式移転又は株式交換（以下「組織再編行為」と総称する。）を行うときは、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件をもって会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は募集新株予約権を新たに発行するものとする。但し、吸収合併契約、新設分割計画、吸収分割契約、株式移転計画又は株式交換契約においてこの旨を定めた場合に限る。

(1) 目的となる株式の種類及び数

組織再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に基づき株式数を算定し、1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数の組織再編対象会社の新株予約権を交付する。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記8. に準ずるものとし、次の算式により当初行使価額を決定する。

$$\text{当初行使価額} = \text{組織再編行為前行使価額} \times \frac{1}{\text{組織再編対価の比率}}$$

(4) 本新株予約権の行使期間

上記9. に定める期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のいずれか遅い日から、同9. に定める期間の満了日までとする。

(5) 本新株予約権の行使の条件

上記11. に準じて決定する

(6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 本新株予約権の取得条項

上記12. に準じて決定する。

(8) 本新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分については組織再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権証券の発行の定め

当社は新株予約権証券を発行しない。

本新株予約権の行使により発生する端数株式の取扱

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

二．株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、当社及びあかつき証券から独立した第三者算定機関である株式会社ヴァーリックインベストメントアドバイザー（以下「ヴァーリック社」といいます。）に株式交換比率の算定を依頼することといたしました。

ヴァーリック社は、当社については、市場株価法（平成28年2月24日を算定基準日として、東京証券取引所市場第2部の当社普通株式の算定基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1カ月間、3ヵ月間の終値の平均値を算定の基礎としております。）による算定、あかつき証券については、類似会社比較法、修正簿価純資産法、ディスカウント・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行いました。

当社の株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定手法による株式交換比率の評価レンジは以下のとおりとなります。

なお、株式交換比率の算定の前提といたしまして、当社及びあかつき証券が大幅な増減益になることや、資産負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なることなどは見込んでおりません。

算定方法	株式交換比率の評価レンジ
修正簿価純資産法	0.364
DCF法	0.593

ヴァーリック社は株式交換比率の分析に際して、当社及びあかつき証券から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用しており、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）については、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め、

独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定依頼も行っていません。両社とその関係会社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、第三者算定機関であるヴァーリック社による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

算定の経緯

当社はヴァーリック社による株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれの両社及びその関係会社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記2（八）記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

算定機関との関係

第三者算定機関であるヴァーリック社は、当社及びあかつき証券の関連当事者には該当せず、重要な利害関係もございません。

公正性を担保するための措置

公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、本株式交換の実施に当たり、当社は、当社及びあかつき証券から独立した第三者算定機関であるヴァーリック社に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、あかつき証券との間で協議・交渉を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて、本日開催の取締役会において決議いたしました。

また、本株式交換のリーガルアドバイザーとして、当社は三井法律事務所を選任し、法的な観点から諸手続き及び対応等について助言を受けております。

なお、当社及びあかつき証券は、第三者算定機関から公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

利益相反を回避するための措置

当社の取締役のうち、今般の株式交換により当社の株式又は新株予約権の付与を受けることが予定されている島根秀明、工藤英人、川中雅浩、ドミニク・ヘンダーソン、小林祐介は、当社における意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、当社において開催される本株式交換承認に関する取締役会の決議には参加していません。

また、当社取締役会に出席した監査役4名のうち利害関係のない監査役3名全員（うち社外監査役2名）からは、当社取締役から本株式交換の内容の説明、算定機関の算定結果及び本取締役会の議論を踏まえ検討した結果、本株式交換承認決議について異議は述べられておりません。

ホ．当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	あかつきフィナンシャルグループ株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋小舟町8番1号
代表者の氏名	代表取締役 島根 秀明
資本金の額	3,493百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	持株会社

（平成28年2月25日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの トランスパシフィック・アドバイザーズ株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主でなくなるもの

トランスパシフィック・アドバイザーズ株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	18,410個	11.94%
異動後	9,210個	5.97%

(注) 1. 「総株主等の議決権に対する割合」は、平成27年9月30日現在の発行済普通株式総数（15,848,506株）から議決権を有しない株式（441,306株）を控除した株式数（15,407,200株）に係る議決権の個数（154,072個）を分母として算出しております。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」は、少数点以下第三位を切り捨ててしております。

(3) 当該異動の年月日

平成28年2月25日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 3,493,708,046円

発行済株式総数 普通株式 15,848,506株

当該異動の経緯

トランスパシフィック・アドバイザーズ株式会社より、平成28年2月25日付で当社株式を譲渡した旨の連絡を受けたことにより、当社は主要株主の異動を確認いたしました。なお、当該異動については、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第65期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第65期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年8月14日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第66期第3四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月26日

あかつきフィナンシャルグループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重 俊寛	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人	印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あかつきフィナンシャルグループ株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、あかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、あかつきフィナンシャルグループ株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

あかつきフィナンシャルグループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重 俊寛	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月15日

あかつきフィナンシャルグループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重 俊寛	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているあかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、あかつきフィナンシャルグループ株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。